

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

**三菱製紙株式会社**

取締役社長 鈴木 邦 夫

## 第145回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第145回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月28日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号 新日石ビル  
当社会議室（7階）  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第145期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第145期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
  - 第1号議案 取締役9名選任の件
  - 第2号議案 監査役2名選任の件
  - 第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mpm.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

〔平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループを取り巻く経営環境は、一昨年秋以降の世界同時不況による急激かつ大幅な需要減少及び円高が進行するなか、依然として厳しいまま推移いたしました。

このような環境下で事業活動を展開していくため、当社グループは「対応強化施策」を策定し、これを実践することにより徹底したコスト競争力の強化と高付加価値化の推進を図ってまいりました。

紙・パルプ部門につきましては、洋紙需要の長期低迷が見込まれるなか、国内工場で大幅な減産を実施するとともに、需要に応じた生産体制を確立し全社的なコスト削減を図るべく、高砂工場の抄紙機1台を休止することといたしました。さらに、欧州の情報用紙事業におきましても、一部設備の休止等の構造改革を実施いたしました。

写真感光材料部門につきましても、世界同時不況の影響を強く受ける結果となり、販売数量・金額とも減少いたしました。このような状況下、写真用原紙の製造設備のスクラップ&ビルドを行い、新たに完成したレジンコーターを含む3台の多機能レジンコーターに生産を集約することといたしました。

需要の減少に加え、当社グループの海外売上高比率は高いため円高の状況が売上に対してマイナスの作用を及ぼしていること等も要因となり、連結売上高は2,197億2千8百万円と、前期に比べ13.2%減となりました。

損益面では、チップほか原燃料価格の下落や工場固定費の削減等の増益要因はありましたものの、販売数量減少の影響が非常に大きく、さらに為替の影響を含む売上価格低下等の減益要因が響き、連結経常利益は26億5千8百万円と、前期に比べ40.9%減となりました。また、上記の構造改革に伴う一部製造設備休止による減損損失の発生のほか、固定資産処分損等の計上があり、15億9千7百万円の連結当期純損失となりました。

なお、当社単体では、売上高は1,455億2千5百万円、経常利益は12億5千5百万円、当期純損失は5億7千8百万円となりました。

## (2) 事業区分別の営業の概況

### ○ 紙・パルプ部門

国内需要の減少及び輸入紙増加の影響を受け、主力製品である印刷用紙につきましては、チラシ・カタログ・パンフレット等の商業印刷向けを中心に販売数量は減少し、価格についても弱含みで推移いたしました。また、情報用紙につきましても、インクジェット用紙等で期後半に回復の兆しは見られましたが、ノーカーボン紙を中心に総じて販売数量は減少いたしました。このような状況下、需給バランスの改善を図るため、前期に引き続き減産を実施いたしました。

機能材料につきましては、アジア市場に向けた空気清浄機用フィルター、IDカード用サーモライトフィルムや新型インフルエンザ対応のマスク等、当社の技術力を生かした新規開発商品を市場に投入し、販売金額が増加いたしました。

欧州子会社におきましては、景気悪化に伴う需要減退により、販売数量は減少いたしました。そのような状況下、一部製造設備の休止、大幅な人員削減、生産品種の見直し、組織再編等のリストラクチャリングを実施し、収益力の改善に努めました結果、期後半から業績が回復いたしました。

市販パルプにつきましては、市況の好転に伴い、販売数量・金額とも増加いたしました。

以上の結果、紙・パルプ部門全体の売上高は、連結ベースで1,915億9千2百万円と、前期比13.7%減となりました。

### ○ 写真感光材料部門

写真用原紙・印画紙につきましては、世界的な需要減少が続いており、販売数量・金額とも前期を下回りました。印刷製版材料につきましても、シルバーディジプレートや、環境対応型の新商品サーマルディジプレート等のデジタル関連製品の拡販に努めましたが、世界的な印刷市場の需要減退と円高の影響により、販売数量・金額とも前期を下回りました。

以上の結果、写真感光材料部門全体の売上高は、連結ベースで295億1千8百万円と、前期比13.6%減となりました。

### ○ その他部門

工務関連子会社の売上が減少したこと等により、売上高は、連結ベースで199億6千7百万円と、前期比7.5%減となりました。

〈事業区分別販売金額〉

部 門	第 144 期 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)		第 145 期 (平成21年4月1日～平成22年3月31日)		前 期 比 増 減 (△印減)	
	売 上 高	金額構成比	売 上 高	金額構成比	金 額	比 率
紙 ・ パ ル プ	百万円 221,930	% 79.9	百万円 191,592	% 79.5	百万円 △30,338	% △13.7
写 真 感 光 材 料	34,170	12.3	29,518	12.2	△ 4,652	△13.6
そ の 他	21,575	7.8	19,967	8.3	△ 1,608	△ 7.5
消 去 又 は 全 社	( 24,574)	—	( 21,349)	—	( 3,224)	—
合 計	253,102	100.0	219,728	100.0	△33,374	△13.2

(3) 設備投資等の状況

設備投資につきましては、生産性向上や環境対策を中心に実施してまいりました。当期は、約7,200百万円の設備投資を実施いたしました。当期中に完成並びに当期末現在継続中の主なものは次のとおりです。

イ. 当期中に完成した主要設備

- ・ 当社  
八戸工場エネルギー原単位向上対策  
京都工場排水処理設備増強
- ・ 北上ハイテクペーパー株式会社  
レジncyコート紙製造設備増設
- ・ 菱紙株式会社  
スポーツ施設リニューアル
- ・ 三菱ハイテクペーパービーレフェルトGmbH  
省電力対策

ロ. 当期末現在継続中の主要設備

- ・ 当社  
高砂工場カレンダー設置  
高砂工場リリーラー設置  
高砂工場感熱紙コストダウン対応策

(4) 資金調達の状況

当期の設備資金及び運転資金は、自己資金、金融機関からの借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行等により賄いました。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 142 期 (平成18年4月1日～ 平成19年3月31日)	第 143 期 (平成19年4月1日～ 平成20年3月31日)	第 144 期 (平成20年4月1日～ 平成21年3月31日)	第 145 期 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)
売上高(百万円)	244,260	258,536	253,102	219,728
経常利益(百万円)	5,270	7,120	4,499	2,658
当期純利益(△印損失)(百万円)	7,297	3,654	1,168	△ 1,597
1株当たり当期純利益(△印損失)(円)	22.44	10.99	3.41	△ 4.67
純資産(百万円)	80,326	79,636	70,436	68,709
総資産(百万円)	320,603	303,052	294,254	282,131

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 142 期 (平成18年4月1日～ 平成19年3月31日)	第 143 期 (平成19年4月1日～ 平成20年3月31日)	第 144 期 (平成20年4月1日～ 平成21年3月31日)	第 145 期 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)
売上高(百万円)	157,610	165,198	165,070	145,525
経常利益(百万円)	3,283	4,488	5,072	1,255
当期純利益(△印損失)(百万円)	3,747	2,991	△ 1,830	△ 578
1株当たり当期純利益(△印損失)(円)	11.52	8.99	△ 5.35	△ 1.69
純資産(百万円)	64,264	66,103	58,520	57,956
総資産(百万円)	218,718	219,333	227,953	218,847

## (6) 対処すべき課題

### [対応強化施策について]

当社グループは、平成20年度からポストフェニックスプランに取り組み、各種施策を推進してまいりました。しかし、景気低迷の長期化に起因する需要の減退、円高による輸出採算の悪化等、厳しさを増す経営環境に対応するため、昨年10月には「対応強化施策」を策定し、全社を挙げて取り組んでおります。

この「対応強化施策」では、徹底したコスト競争力の強化と高付加価値化の推進を基本とし、以下の7つの諸施策を掲げて企業価値の向上に努めてまいります。

#### 「対応強化施策」

1. 需要に適した効率生産体制の構築
2. 徹底したコストダウンの推進
3. 本社費用の大幅削減
4. 印刷・情報用紙の高付加価値化推進
5. イメージング&ディベロップメントカンパニー新規商品の市場展開及び非情報メディア分野の展開強化
6. 海外事業安定と事業拠点の活用促進
7. アライアンスの確実な効果発現

これらの諸施策を強力に推進し、平成22年度には約20億円、平成23年度にはさらに約25億円の連結経常利益改善を図ります。

### [CSR（企業の社会的責任）について]

当社グループが社会の一員として存続していくためには、様々なステークホルダーの皆様に対して社会的な責任を果たしていくことが必要と考えています。そのために当社グループ全体でCSR推進体制を整え、「コンプライアンス」「情報開示」「安全と品質」「人権・労働」「環境」「社会貢献」の各項目において社会的責任を果たし、企業価値の向上につながる活動を積極的に進めております。

具体的には以下のような活動を行ってまいります。まず、社有林を利用して「森のめぐみ」をテーマとした環境教育を行う「エコシステムアカデミー」など、当社らしい特徴あるCSR活動を推進してまいります。特に環境貢献に関しましては、グリーン購入法の新規格への適合品（コピー用紙・印刷用紙）やFSC森林認証紙等の環境配慮型商品の充実、国内森林の整備保全に対する支援活動や国内社有林でのFSC森林認証取得（現在約1千ha）等、精力的に取り組んでおります。また、エネルギー多消費型の産業に属することから、地球温暖化防止に対する責任の大きさを認識しており、省エネルギーの推進等の対応を進めてまいります。

さらに、当社グループの提供する製品やサービスが、お客様に対してより有用で価値のあるものとなるよう、お客様満足（CS）の取り組みを充実してまいります。

そして、健全な企業活動の基礎はコンプライアンス重視の風土にあると考え、企業倫理、企業行動規範に関する理解を深めるとともに、働く者の安全を第一に、各人が能力をフルに発揮し働きやすく充実感を持てる職場環境を構築してまいります。また、社会と共生していることを常に自覚し、積極的に社会貢献活動を推進してまいります。

## (7) 重要な子会社の状況 (平成22年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 議 社 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
三菱製紙販売株式会社	百万円 600	68.4	紙、パルプ、薬品等の販売
北上ハイテクペーパー株式会社	450	100.0	パルプ、レジコート紙、衛生用品の製造、加工及び販売
株式会社オストリッチダイヤ	250	86.7	紙類の印刷加工及び紙製品の販売
三菱製紙エンジニアリング株式会社	150	100.0	各種機械類の設計・据付及び整備、建設業
菱 紙 株 式 会 社	100	100.0	スポーツ施設運営、保険代理店業、旅行代理店業、不動産業
ダイヤミック株式会社	100	99.9	印刷製版材料等の販売
浪速通運株式会社	90	100.0	貨物運送及び倉庫業
株式会社ピクトリコ	70	100.0	紙及び印刷製版材料等の販売
八戸林産株式会社	70	85.7	木材チップ等の製造及び販売
東邦特殊パルプ株式会社	60	100.0	特殊パルプの製造及び販売
北菱林産株式会社	60	84.7	木材チップ等の製造及び販売
八戸紙業株式会社	50	100.0	紙の断裁及び選別包装、紙製品の保管・出荷
旭感光紙株式会社	50	100.0	紙製品の製造加工及び販売
高砂紙業株式会社	30	100.0	紙の断裁及び選別包装
エム・ピー・エム・シェアードサービス株式会社	30	100.0	グループファイナンス
八菱興業株式会社	20	100.0	構内運搬及び雑作業、包装紙の加工
京菱ケミカル株式会社	12	100.0	感材・塗工紙の仕上、印刷製版用処理薬品の製造及び販売
北菱興業株式会社	10	100.0	紙の製造請負・仕上、雑作業、土木工事
白菱興業株式会社	10	100.0	電気絶縁紙の製造及び販売
三菱ペーパーホールディング(ヨーロッパ) GmbH	千ユーロ 1,000	100.0	欧州関連会社の統括
三菱ハイテクペーパービーレフェルト GmbH	11,759	92.4	紙の製造及び販売
三菱ハイテクペーパーフレンスブルグ GmbH	2,760	81.0	紙の製造及び販売
三菱ペーパー GmbH	664	100.0	印刷製版用薬品の製造・販売、印刷製版材料の技術サポート
三菱イメージング(エムピーエム), Inc.	米ドル 1,000	60.0	紙及び写真・印刷製版材料の販売

(注) 株式会社オストリッチダイヤ、八戸林産株式会社、東邦特殊パルプ株式会社、旭感光紙株式会社、三菱ハイテクペーパービーレフェルト GmbH、三菱ハイテクペーパーフレンスブルグ GmbH 及び三菱ペーパー GmbH の議決権比率には、子会社が所有するものを含んでおります。

## (8) 主要な事業内容 (平成22年3月31日現在)

当社グループは、紙・パルプ・写真感光材料の製造、加工及び販売を主要な事業としており、事業部門別の主要な商品及びサービスは次のとおりです。

紙・パルプ部門	非塗工印刷用紙、微塗工印刷用紙、塗工印刷用紙、特殊印刷用紙、情報用紙、衛生用紙 電気絶縁プレスボード、高級白板紙、特殊白板紙、不織布、その他特殊用紙及び関連機器 晒クラフトパルプ、特殊パルプ、各種機能性材料
写真感光材料部門	写真印画紙、写真印画紙用原紙、印刷製版材料、印刷機器類 CTPソフトウェア、各種処理薬品
その他部門	スポーツ施設運営、保険代理店業、旅行代理店業、不動産業、倉庫業、運輸関連業 エンジニアリング業務

## (9) 主要な営業所及び工場 (平成22年3月31日現在)

### ① 当社

本社	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
工場・事業所	高砂工場 (兵庫県)、京都工場 (京都府)、八戸工場 (青森県)、北上事業本部 (岩手県) 白河事業所 (福島県)
営業所	大阪営業所 (大阪府)
研究所	つくばR&Dセンター (茨城県) 京都R&Dセンター (京都府) 生産技術センター (福島県)

### ② 子会社等

紙・パルプ部門	三菱製紙販売㈱ (東京都)、㈱ピクトリコ (東京都)、東邦特殊パルプ㈱ (東京都) ㈱オストリッチダイヤ (東京都)、旭感光紙㈱ (千葉県)、八戸紙業㈱ (青森県) 高砂紙業㈱ (兵庫県)、八菱興業㈱ (青森県)、北菱興業㈱ (岩手県) 白菱興業㈱ (福島県)、八戸林産㈱ (青森県)、北菱林産㈱ (岩手県) 三菱ペーパーホールディング (ヨーロッパ) GmbH (ドイツ) 三菱ハイテクペーパービーレフェルト GmbH (ドイツ) 三菱ハイテクペーパーフレンスブルグ GmbH (ドイツ)
写真感光材料部門	ダイヤミック㈱ (東京都)、北上ハイテクペーパー㈱ (岩手県)、京菱ケミカル㈱ (京都府) 三菱ペーパー GmbH (ドイツ)、三菱イメージング (エムピーエム), Inc. (アメリカ)
その他	菱紙㈱ (東京都)、浪速通運㈱ (大阪府)、三菱製紙エンジニアリング㈱ (青森県) エム・ピー・エム・シェアードサービス㈱ (東京都)



(10) 従業員 の 状 況 (平成22年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
4,441名	136名減

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,379名	42名増	42.2歳	21.6年

(注) 上記のほか610名が関連会社等に出向しております。

(11) 主 要 な 借 入 先 (平成22年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	15,000百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	14,863
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	12,623
農 林 中 央 金 庫	10,834
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	5,300
株 式 会 社 南 都 銀 行	4,430

## 2. 会社の株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 900,000,000株         |
| (2) 発行済株式の総数 | 342,584,332株         |
| (3) 株主数      | 24,466名（前期末比1,864名増） |
| (4) 大株主      |                      |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	17,335千株	5.1%
明治安田生命保険相互会社	14,023	4.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	12,056	3.5
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,338	3.3
東京海上日動火災保険株式会社	10,000	2.9
農林中央金庫	9,000	2.6
三菱商事株式会社	8,671	2.5
富士フイルム株式会社	8,500	2.5
王子製紙株式会社	8,000	2.3
三菱瓦斯化学株式会社	7,133	2.1

- (注) 1. 持株比率は自己株式（482,117株）を控除して計算しております。
2. 三菱瓦斯化学株式会社の持株数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式3,600千株（持株比率1.1%）を含んでおります（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱瓦斯化学株式会社口）」であります）。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成22年3月31日現在)

取締役社長 (代表取締役)	鈴木邦夫
代表取締役	徳田俊一
代表取締役	中瀬一夫
取締役相談役	佐藤健
取締役	立花純一
取締役	鈴木健文
取締役	千賀孝雄
取締役	板倉完次
取締役	品川知久 (森・濱田松本法律事務所弁護士)
常勤監査役	藤井則夫
常勤監査役	上村茂
監査役	高松泰治 (明治安田生命保険相互会社 取締役執行役副社長)
監査役	杉崎肇 (三菱UFJ信託銀行株式会社 顧問)

#### (2) 執行役員の氏名等 (平成22年3月31日現在)

*社長執行役員	鈴木邦夫
*副社長執行役員	徳田俊一 (社長室管掌 イメージング&ディベロップメントカンパニー プレジデント (北上事業本部担当) 内部監査部担当 CSR担当役員)
*専務執行役員	中瀬一夫 (洋紙事業部、ドイツ事業担当 洋紙事業部長)
*専務執行役員	立花純一 (総務人事部、システム部管掌 経理部担当)
*常務執行役員	鈴木健文 (イメージング&ディベロップメントカンパニー バイスプレジデント (DI営業部・新聞グループ担当))
*常務執行役員	千賀孝雄 (総合研究所、技術環境部、知的財産部担当 総合研究所長 イメージング&ディベロップメントカンパニー バイスプレジデント (新事業開発ユニット、IJ統括部担当))

*常務執行役員	板倉 完次	(資材部、林材部管掌 社長室(経営企画部、関連会社統括部) 国際事業企画部、ポストフェニックス推進室) 担当 社長室長、経営企画部長)
上席執行役員	牛島 光夫	(洋紙事業部印刷用紙営業部長、社長室長附(情報開発室担当))
上席執行役員	野澤 浩史	(総務人事部長、システム部長)
上席執行役員	田口 量久	(イメージング&ディベロップメントカンパニー バイスプレジデント(企画・マーケティング・京都R&Dセンター担当))
執行役員	前田 清	(資材部長、林材部長)
執行役員	金濱 福美	(八戸工場長)
執行役員	田代 直也	(イメージング&ディベロップメントカンパニー北上事業本部長) 北上ハイテクペーパー株式会社取締役社長)
執行役員	山田 元茂	(イメージング&ディベロップメントカンパニー京都工場長)
執行役員	鈴木 晋一	(高砂工場長)

\*印の執行役員は取締役を兼務しております。

- (注) 1. 取締役 品川知久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 高松泰治氏及び監査役 杉崎 肇氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 品川知久氏及び監査役 高松泰治氏につきましては、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. 当事業年度中開催の第144回定時株主総会(平成21年6月26日)の翌日以降事業年度末日までに就任または退任した取締役、監査役及び執行役員はおりません。なお、第144回定時株主総会終結時における退任あるいは新任の役員は以下のとおりです。
- ・退任取締役  
井口 政明(任期満了)
  - ・新任取締役  
千賀 孝雄  
板倉 完次

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (1)	268百万円 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	61 (11)
合 計	14	329

(注) 当社は平成17年5月開催の取締役会において、役員退職慰労金の廃止を決議し、同年開催の第140回定時株主総会において、それまでの在任に対する打ち切り支給を行うことと、支払時期は各役員の退任時とする旨を決定いたしました。当期開催の第144回定時株主総会終結時を以て退任した役員1名に対し、当該決定に基づき支給した役員退職慰労金の額は、18百万円（上記表には含まれておりません）であります。

### (4) 社外役員に関する事項（平成22年3月31日現在）

#### イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）

監査役 高松泰治氏は、明治安田生命保険相互会社の取締役執行役員副社長であります。同社は、当社の取引金融機関であります。

#### ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

監査役 高松泰治氏は、日本化薬株式会社の社外監査役であります。同社と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役 杉崎 肇氏は、三菱伸銅株式会社の社外監査役であります。同社と当社の間には、特別な関係はありません。

#### ハ. その他の兼任状況

取締役 品川知久氏は、森・濱田松本法律事務所弁護士であります。同事務所は、当社に法務サービス等を提供しております。

監査役 杉崎 肇氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社の顧問であります。同社は、当社の取引金融機関であります。

## ニ. 当事業年度における主な活動状況

### ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（8回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 品川 知久	13回	100%	—	—
監査役 高松 泰治	13	100	8回	100%
監査役 杉崎 肇	13	100	8	100

### ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 品川知久氏は、主に会社法務に精通した弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。

監査役 高松泰治氏及び監査役 杉崎 肇氏は、これまでの豊富な経営経験に基づいた発言を行うなど、適切な監査を行うべく助言・提言等を行っております。

### ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも金1千万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称（平成22年3月31日現在）

新日本有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

50百万円

ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

74百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記のイの金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、三菱ペーパーホールディング（ヨーロッパ） GmbH、三菱ハイテクペーパービーレフェルト GmbH、三菱ハイテクペーパーフレンスブルグ GmbH、三菱イメージング（エムピーエム）, Inc. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査〔会社法及び金融商品取引法（これに相当する外国の法令等を含む。）の規定によるものに限る。〕を受けております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

#### — コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 —

当社は、経営内容の透明性を高めガラス張りの経営を行うため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要施策の一つと認識しており、企業としての社会的責任（CSR）を重視した経営を積極的に推進します。

#### — 会社の機関の概要 —

当社は、監督と執行を区分し、取締役会のスリム化と経営の意思決定のスピードアップを図るため、執行役員制を導入しています。

月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や重要な業務執行の決定を行っています。

上記に加え、執行役員会を月1回開催しています。

また、社外監査役を含む監査役で監査役会を設置しており、定期的または必要に応じて監査役会を開催しております。

経営方針・経営戦略及び基本的な事業戦略については常務会及び経営検討会を月2回開催し、経営陣並びに議題に関する幹部社員の少人数での審議を行い、迅速かつ最適な意思決定に努めています。

業務執行面では、経営課題の確実な推進のため事業部および社内カンパニーを設置し、事業に関する収益責任と権限を持たせることで、業務執行体制の強化を図っています。

また、業務分掌規定により組織の責任範囲を常に明確化し、諸決裁については取締役会規則・同細則ほか、当社諸規則に基づく適正な運用を遂行しています。



## — 基本方針 —

### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、「三菱製紙グループ企業行動憲章」及び「三菱製紙コンプライアンス行動基準」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役員及び従業員に伝えると共に、企業行動憲章に関する理解を深めるための活動を行うことにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。特に、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応します。

CSRの推進については、担当役員を任命すると共に、代表取締役社長を委員長とするCSR委員会を設置します。当委員会が、CSR推進の中核を担い、関連する各委員会を統括します。コンプライアンスについては、CSR委員会の下にコンプライアンス委員会を設置して、遵法及び企業倫理に基づく行動の更なる徹底によりリスク管理の強化を図ると共に、研修等を通じ、社員への浸透を図ります。

役員及び従業員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに総務人事部または内部監査部（ホットライン通報窓口）に報告することとします。当該部門は、総務人事部または内部監査部と協議の上、再発防止策を決定し、実施します。

また、内部監査部において、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図ります。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者である総務人事部担当役員が作成する文書管理規定に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁情報により記録し、保存します。取締役及び監査役は文書管理規定により、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業活動を展開していく上で生じる様々なリスクを的確に管理していくことが、企業の発展と企業価値の向上に重要であると認識しております。

「三菱製紙環境憲章」、「三菱製紙製品安全憲章」を定めると共に、CSR委員会の下に製品安全対策委員会、製品品質委員会、環境保全委員会等の専門の委員会を設置し、リスク管理の実効性の確保を図っております。また、本社各部署、各工場がそれぞれ所管する諸規則、マニュアル等を整備し、平時における事前予防体制を構築するなど、CSRにかかわる様々なリスク管理を強化します。

また、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生または発生する恐れが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うと共に、再発防止策を講じます。

内部監査部が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告します。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、役員及び従業員が共有する全社的な中期経営計画（ポストフェニックスプラン）および当面の経済環境下で生き残っていくための「対応強化施策」等を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成方法（執行役員への権限委譲を含む）を担当取締役が定めます。また、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果を評価し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

#### 5. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社長室関連会社統括部を設置し、グループ子会社の法令遵守体制を構築する権限と責任を与えており、これらを横断的に推進し管理することとします。

定期的にコンプライアンス委員会および関連会社社長会を開催し、代表取締役社長が「三菱製紙グループ企業行動憲章」の精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。

また、グループ役員及び従業員全員を対象としたホットラインを設け、当社内部監査部または社外の窓口専門会社に直接通報できる制度を設けます。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うほか、投資案件については経営投資規定に基づき審査を行います。

さらに、グループ企業に監査役を派遣し、内部統制体制に関する監査を実施します。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役の職務を補助する組織を内部監査部、経理部とし、監査役は、内部監査部、経理部所属の従業員に必要事項を命ずることができるようにします。

内部監査部は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。

#### 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役、上長等の指揮命令を受けません。

## 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の職務の効率的な遂行のため、取締役は次に定める事項を監査役に報告します。①常務会で決定された事項、②会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、③毎月の経営状況として重要な事項、④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、⑤重大な法令・定款違反、⑥ホットラインの通報状況および内容、⑦その他コンプライアンス上重要な事項。

また、本社部門の重要な決裁書類については、監査役に書類を回覧します。

## 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会に対して、取締役、執行役員および使用人から情報収集を適切に行えるよう協力すると共に、監査役と代表取締役、監査役と監査法人の意見交換をそれぞれ定期的実施します。また、監査役の職務遂行にあたり、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力し、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、連結業績に連動させた株主への利益還元を経営の重要課題として位置づけ、事業拡大に向け内部留保を充実させながら、基準配当比率を安定的に維持することを中長期的な方針としております。具体的には、連結当期経常利益の20%を基準配当比率といたしております。

しかしながら、当期は「対応強化施策」の一環である生産体制再構築に伴う減損損失が発生したこと等により、15億9千7百万円の連結当期純損失となりましたので、財務体質の強化が最優先事項と判断し、当期の配当につきましては、平成22年5月24日開催の取締役会決議により見送らせていただくことといたしました。株主の皆様のご期待にそうことができず大変申し訳なく存じますが、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

## ② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値ないし株主の皆様共同の利益を高めるため、前述（6頁「対処すべき課題」参照）の通り、平成20年度から中期経営計画「ポストフェニックスプラン」に取り組み、各種施策を推進してまいりました。しかし、その後の世界的な景気低迷の長期化に起因する需要の減退や円高による輸出採算の悪化等、厳しさを増す経営環境に対応するため、昨年10月には「対応強化施策」を策定し、全社を挙げて取り組んでおります。また、コンプライアンスの徹底や環境貢献施策の取組みを行い、顧客、株主、地域社会その他関係者の皆様からの信頼に応えていく企業を目指してまいります。

## ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に則り、平成19年5月25日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます）の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第142回定時株主総会において、本プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は本プランの導入に伴い、独立委員会を設置し、独立委員会委員として、片岡義広氏、品川知久氏、竹原相光氏の3氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成19年5月25日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）導入に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：[http://www.mpm.co.jp/cir/pdf/070525\\_01.pdf](http://www.mpm.co.jp/cir/pdf/070525_01.pdf)）

### イ. 本プラン導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的とします。

### ロ. 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

#### (a) 対象となる大規模買付行為

当社株式に関して、大要、次の1)から3)のいずれかの行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- 1) 当社株式に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（金融商品取引法27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします）が20%以上となる取得
- 2) 当社株式に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（金融商品取引法27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします）とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる取得

3) 当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で当社株式の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、またはかかる両株主の間に支配関係もしくは協働関係を樹立する行為（ただし、当該両株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限りです）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株式の買付けが行われる場合には60日間、それ以外の態様による大規模買付行為の場合には90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつき重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとします。

ハ、本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランにつきましては、平成19年6月28日開催の第142回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成19年6月28日開催の第142回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

なお、平成22年5月24日開催の取締役会において、平成22年6月29日開催予定の第145回定時株主総会でご承認いただくことを条件に、一部所要の変更を行った上継続し、その有効期間を第145回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を決議いたしております。（変更後のプランの詳細につきましては、第145回定時株主総会参考書類第3号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件」（49～63頁）をご参照ください。）

二. 株主の皆様への影響

(a) 本プランの導入時における株主の皆様への影響

本プランの導入時には、株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。

(b) 新株予約権の発行時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、本プランの定める例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

④ 上記の取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②に記載した、基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、当社取締役会は、前記③イ記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合にはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2) 独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっていること、3) 対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社取締役会としては、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示いたしております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示いたしております。

## 連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>110,540</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>144,232</b>
現 金 及 び 預 金	7,269	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	23,239
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	48,022	短 期 借 入 金	93,716
商 品 及 び 製 品	33,629	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	9,000
仕 掛 品	6,638	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	100
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	10,728	リ ー ス 債 務	570
繰 延 税 金 資 産	1,611	未 払 費 用	9,803
そ の 他	3,397	未 払 法 人 税 等	501
貸 倒 引 当 金	△ 756	繰 延 税 金 負 債	11
<b>固 定 資 産</b>	<b>171,591</b>	そ の 他	7,289
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>129,433</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>69,190</b>
建 物 及 び 構 築 物	36,586	社 債	750
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	65,644	長 期 借 入 金	54,929
土 地	22,775	リ ー ス 債 務	2,573
リ ー ス 資 産	2,195	繰 延 税 金 負 債	1,038
建 設 仮 勘 定	430	退 職 給 付 引 当 金	6,526
そ の 他	1,799	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	113
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,011</b>	負 の の れ	693
そ の 他	1,011	そ の 他	2,564
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>41,146</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>213,422</b>
投 資 有 価 証 券	30,776	<b>純 資 産 の 部</b>	
長 期 貸 付 金	725	株 主 資 本	61,259
繰 延 税 金 資 産	2,731	資 本 金	32,756
そ の 他	7,188	資 本 剰 余 金	19,717
貸 倒 引 当 金	△ 276	利 益 剰 余 金	8,919
<b>資 産 合 計</b>	<b>282,131</b>	自 己 株 式	△ 133
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,888
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,951
		為 替 換 算 調 整 勘 定	937
		少 数 株 主 持 分	3,560
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>68,709</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>282,131</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

〔平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	金 額
売上高	219,728
売上原価	177,810
売上総利益	41,917
販売費及び一般管理費	37,663
営業利益	4,253
受取利息	92
受取配当金	549
受取保険金の他	282
営業外費用	929
支払利息	2,742
経常利益	706
特別利益	2,658
固定資産処分益	240
投資有価証券売却益	865
その他	38
特別損失	1,144
固定資産処分損	865
投資有価証券評価損	49
その他投資評価損	15
関係会社整理損	390
事業再編成関連損失	646
特別退職金損失	189
減損損失	1,491
その他	345
税金等調整前当期純損失	3,994
法人税、住民税及び事業税	191
法人税等調整額	605
少数株主損益	517
当期純損失	283
	1,597

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

〔平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
平成21年3月31日残高	32,756	19,717	11,459	△ 129	63,803
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 855		△ 855
当期純利益			△ 1,597		△ 1,597
自己株式の取得				△ 4	△ 4
自己株式の処分		△ 0		0	0
連結範囲の変動			△ 15		△ 15
持分変動による増減			△ 71		△ 71
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△ 0	△ 2,539	△ 3	△ 2,543
平成22年3月31日残高	32,756	19,717	8,919	△ 133	61,259

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成21年3月31日残高	1,578	821	2,399	4,234	70,436
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 855
当期純利益					△ 1,597
自己株式の取得					△ 4
自己株式の処分					0
連結範囲の変動					△ 15
持分変動による増減					△ 71
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,373	115	1,489	△ 673	815
連結会計年度中の変動額合計	1,373	115	1,489	△ 673	△ 1,727
平成22年3月31日残高	2,951	937	3,888	3,560	68,709

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 連結子会社の数  | 25社  |
| 主要な連結子会社の名称  | 三菱製紙販売株式会社<br>ダイヤミック株式会社<br>北上ハイテクペーパー株式会社<br>エム・ピー・エム・シェアードサービス株式会社<br>三菱ペーパーホールディング (ヨーロッパ) GmbH<br>三菱ハイテクペーパービーレフェルトGmbH<br>三菱ハイテクペーパーフレンスブルグGmbH |
| (2) 非連結子会社の数 | 12社  |
| 主要な非連結子会社の名称 | 菱工株式会社<br>珠海清菱浄化科技有限公司   |
| 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。  |

### 2. 持分法適用に関する事項

- |                              |  |
|------------------------------|--|
| (1) 持分法適用の関連会社の数             | 2社   |
| 主要な持分法適用会社の名称                | 兵庫クレー株式会社<br>フォレストアル・ティエラ・チレーナLtda.  |
| (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況 |  |
| 主要な会社名                       | 菱工株式会社<br>珠海清菱浄化科技有限公司   |
| (3) 持分法を適用しない理由              | 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性はないため持分法の適用範囲から除外しております。 |

### 3. 連結の範囲及び持分法の適用範囲の変更に関する事項

- |  |  |
|--|--|
| (1) 連結範囲の変更  |  |
| エムピービーハイテクペーパーUK Ltd. 及びオイ エムピービーハイテクペーパーABは清算に伴い重要性が乏しくなったため、連結の範囲から除外しております。 |  |

### 4. 会計処理基準に関する事項

- |  |  |
|--|--|
| (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法                         |  |
| ① 有 価 証 券                                    |  |
| その他有価証券                                      |  |
| 時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法               |  |
| (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) |  |
| 時価のないもの……………移動平均法による原価法                      |  |

② デリバティブ取引の評価方法 時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法及び移動平均法による原価法を使用しております。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産：定額法（リース資産を除く）

ただし、当社本社及び一部の連結子会社の建物以外の有形固定資産については、定率法によっております。

無形固定資産：定額法（リース資産を除く）

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法によっております。

また、在外連結子会社については、所在地国の規定により計上しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は決算期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社については、所在地国の規定により計上しております。

② 退職給付引当金

当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、在外連結子会社については、所在地国の規定により計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。数理計算上の差異を翌連結会計年度から償却するため、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。

また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は軽微であります。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等について、振当処理をしております。

- ③ 消費税等の会計処理  
税抜方式を採用しております。
- ④ 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項  
のれん及び負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

- ① 下記の資産については、長期借入金（1年内返済予定額を含む）2,500百万円、短期借入金1,258百万円及び社債850百万円に対する抵当権または根抵当権を設定しております。

建物及び構築物	536百万円
土地	1,914百万円
投資有価証券	3,526百万円

- ② 下記の資産については、工場財団根抵当権を設定しておりますが、実質的に担保に供されている資産はありません。

建物及び構築物	20,352百万円
機械装置及び運搬具	26,993百万円
土地	7,628百万円
その他	55百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 344,532百万円

3. 保証債務等

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し行っている債務保証額

従業員（財形住宅資金等）	1,818百万円
フォレストル・ティエラ・チレーナLtda.	1,093百万円
その他 5社	517百万円
計	3,429百万円

4. 債権流動化に伴う遡及義務 4,032百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失は、当連結会計年度において当社高砂工場、北上ハイテクペーパー(株)、菱紙(株)の設備の休止を決定したことに伴うものであります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	342,584,332	—	—	342,584,332

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年5月8日取締役会	普通株式	855	2.50	平成21年3月31日	平成21年6月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、下記のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形及び売掛金	48,022	48,022	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	23,665	23,665	—
資産計	71,688	71,688	—
(3) 支払手形及び買掛金	23,239	23,239	—
(4) 短期借入金（1年内返済予定長期借入金を除く）	79,902	79,902	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）	68,742	69,446	704
負債計	171,885	172,589	704
(6) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は業界団体の公表する基準気配値によっております。

(3) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、1年内返済予定長期借入金（連結貸借対照表計上額13,813百万円）は長期借入金に含めております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。また、1年内返済予定長期借入金（連結貸借対照表計上額13,813百万円）も含めております。

(6) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 子会社株式及び関連会社株式並びに非上場株式（連結貸借対照表計上額7,110百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当該賃貸等不動産の時価等については、重要性が乏しいため注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 190円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 4円67銭   |

# 貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
<b>流動資産</b>	81,317	<b>流動負債</b>	104,390
現金及び預金	1,318	支払手形	665
受取掛手形	59	買掛金	21,425
売掛金	44,616	短期借入金	60,399
商品及び製品	15,595	コーポラル・ペーパー	9,000
仕掛品	4,067	リース債	22
原材料及び貯蔵品	7,637	未払金	1,848
前払費用	15	未払法人税等	10,082
繰延税金資産	298	未払消費税等	118
短期貸付金	894	未払消費税	715
短期収入	3,727	預り金	88
未収倒引当金	3,078	その他	24
	△ 15	<b>固定負債</b>	56,500
<b>固定資産</b>	137,529	長期借入金	53,869
有形固定資産	92,140	リース負債	63
建物	22,823	長期未払金	1,687
構築物	3,624	退職給付引当金	791
機械及び装置	47,052	その他	88
車両運搬具	30	<b>負債合計</b>	160,890
工具、器具及び備品	649	<b>純資産の部</b>	
土地	17,156	株主資本	56,688
山林及び植林地	532	資本剰余金	32,756
建物	81	資本剰余金	19,717
建設仮勘定	190	資本準備金	19,682
<b>無形固定資産</b>	831	その他資本剰余金	34
ソフトウェア	803	利益剰余金	4,305
その他	27	その他利益剰余金	4,305
<b>投資その他の資産</b>	44,556	別途積立金	3,500
投資関係会社出資	20,338	繰越利益剰余金	805
関係会社	8,899	<b>自己株式</b>	△ 90
長期前払費用	3,665	評価・換算差額等	1,267
長期前払税金	4,536	その他有価証券評価差額金	1,267
繰延税金資産	74	<b>純資産合計</b>	57,956
その他	4,016	<b>負債及び純資産合計</b>	218,847
倒引当金	1,686		
	1,368		
	△ 30		
<b>資産合計</b>	218,847		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

〔平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	金	額
売 上 高		145,525
売 上 原 価		118,892
売 上 総 利 益		26,632
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		24,823
営 業 利 益		1,809
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,058	
雑 収 入	749	1,808
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,893	
雑 損 失	468	2,362
経 常 利 益		1,255
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	114	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	722	
そ の 他	15	851
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	755	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4	
関 係 会 社 整 理 損	390	
特 別 退 職 金	189	
減 損 損 失	1,002	
そ の 他	26	2,368
税 引 前 当 期 純 損 失		261
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		△ 106
法 人 税 等 調 整 額		423
当 期 純 損 失		578

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

〔平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金計 合		
		資 本 準 備 金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金計 合	その他利益剰余金		繰越利益 剰 余 金			
				別 積 立 金	途 利 益 金					
平成21年3月31日残高	32,756	19,682	35	19,717	5,500	239	5,739	△ 86	58,126	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△ 855	△ 855		△ 855	
当期純利益						△ 578	△ 578		△ 578	
自己株式の取得								△ 4	△ 4	
自己株式の処分			△ 0	△ 0				0	0	
積立金の積立・取崩					△ 2,000	2,000	-		-	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 0	△ 0	△ 2,000	565	△ 1,434	△ 3	△ 1,438	
平成22年3月31日残高	32,756	19,682	34	19,717	3,500	805	4,305	△ 90	56,688	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成21年3月31日残高	393	393	58,520
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 855
当期純利益			△ 578
自己株式の取得			△ 4
自己株式の処分			0
積立金の積立・取崩			-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	874	874	874
事業年度中の変動額合計	874	874	△ 563
平成22年3月31日残高	1,267	1,267	57,956

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価方法：時価法

### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品：総平均法による原価法

仕掛品：総平均法による原価法

原材料及び貯蔵品：移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

## 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定額法（リース資産を除く）

ただし、建物以外の本社、研究所その他一部の有形固定資産については、定率法によっております。

無形固定資産：定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

決算期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

当事業年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。数理計算上の差異を翌事業年度から償却するため、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高はありません。

#### 4. ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

#### 5. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

#### 6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

#### 1. 担保に供している資産

有形固定資産については、高砂工場、京都工場、八戸工場は工場財団根抵当権を設定しておりますが、実質的に担保に供されている資産はありません。

建 物	16,788百万円
構 築 物	2,313百万円
車両及び運搬具	1百万円
工具・器具及び備品	55百万円
機械及び装置	22,926百万円
土 地	7,352百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	247,426百万円
3. 保 証 債 務 等	
① 当社従業員の財形貯蓄制度による金融機関からの借入金に対する保証	1,795百万円
② 金融機関からの借入金に対する保証	
エム・ピー・エム・シェアードサービス(株)	7,920百万円
北上ハイテクペーパー(株)	6,179百万円
三菱ペーパーホールディング(ヨーロッパ) GmbH	5,344百万円
三菱ハイテクペーパービーレフェルト GmbH	4,624百万円
三菱ハイテクペーパーフレンスブルグ GmbH	1,734百万円
フォレストラス・ティエラ・チレーナ Ltda.	1,093百万円
その他 5社	1,042百万円
計	27,938百万円
4. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務	
短期金銭債権	43,764百万円
長期金銭債権	4,602百万円
短期金銭債務	17,511百万円

(損益計算書に関する注記)

① 関係会社との取引高の総額

売上高	117,280百万円
売上原価、販売費及び一般管理費	60,714百万円
営業取引以外の取引高	14,085百万円

② 減損損失は、当事業年度において、高砂工場の製造設備の休止を決定したことに伴うものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	450,176	36,609	4,668	482,117

(注) 増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 36,609株

減少株の主な内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の処分による減少 4,668株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	669百万円
退職給付引当金	2,377
固定資産減損損失	467
関係会社出資金評価損	4,776
関係会社株式評価損	1,331
税務上の繰越欠損金	7,322
その他	<u>1,699</u>
繰延税金資産小計	18,645
評価性引当額	<u>△15,176</u>
繰延税金資産合計	3,468

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 869
その他	<u>△ 18</u>
繰延税金負債合計	<u>△ 888</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,580</u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具及び備品	百万円 119	百万円 93	百万円 26
合計	119	93	26

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	12百万円
1年超	14百万円
合計	26百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

主要子会社

種類	会社の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	項目	期末残高
子会社	三菱製紙販売(株)	68.4	紙の販売代理店。パルプ及び薬品の当社への販売。不動産の一部を賃貸借。	紙、パルプ、薬品等の販売	百万円 109,808	売掛金	百万円 33,705
				パルプ、薬品の仕入(※注1)	7,553	買掛金	3,229
	エム・ビー・エム・シェードサービス(株)	100.0	管理業務受託。グループファイナンス。不動産の一部を賃貸。	ファクタリング取引	16,262	買掛金	2,712
				グループファイナンス取引(※注1)	86,057	未払金 未払費用 短期貸付金	34 942 3,009
	北上ハイテクペーパー(株)	100.0	同社製品の購入。原材料の供給。	原材料の仕入(※注1)	15,510	買掛金	1,707
三菱ペーパーホールディング(ヨーロッパ) GmbH	100.0	資金の援助。	資金の貸付	4,000	長期貸付金	4,000	
			欧州関連会社の統括。	増資の引受	768	—	—

(※注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に当社が条件を提示し、交渉の上で決定しております。

(注2) 保証債務については、「個別注記表」の貸借対照表に関する注記に記載しており、一般的な取引条件で行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	169円41銭
(2) 1株当たり当期純損失	1円69銭

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月14日

三菱製紙株式会社  
取締役会 御中

**新日本有限責任監査法人**

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大杉 秀雄 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北澄 和也 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 唐澤 正幸 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱製紙株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 独立監査人の監査報告書

平成22年 5月14日

三菱製紙株式会社  
取締役 会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 杉 秀 雄 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 澄 和 也 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 唐 澤 正 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱製紙株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月19日

三菱製紙株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 井 則 夫 ⑩

常勤監査役 上 村 茂 ⑩

監 査 役 高 松 泰 治 ⑩

監 査 役 杉 崎 肇 ⑩

(注) 監査役高松泰治及び杉崎 肇は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役9名選任の件

取締役 鈴木邦夫、同 徳田俊一、同 中瀬一夫、同 佐藤 健、同 立花純一、同 鈴木健文、同 千賀孝雄、同 板倉完次、同 品川知久の9氏全員は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番 号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴	所有する当社の 株 式 の 数
1	オサキ くに お 鈴 木 邦 夫 (昭和25年10月12日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 執行役員八戸工場長 平成18年6月 上席執行役員八戸工場長 平成19年6月 取締役 常務執行役員 平成21年6月 取締役社長 社長執行役員 現在に至る	47,000株
2	なか せ かず お 中 瀬 一 夫 (昭和24年11月7日生)	昭和48年4月 当社入社 平成16年6月 取締役洋紙事業部長 平成17年6月 上席執行役員洋紙事業部長 平成18年6月 取締役 常務執行役員 平成20年6月 取締役 専務執行役員 平成21年6月 代表取締役 専務執行役員 現在に至る	27,000株
3	さ とう たけし 佐 藤 健 (昭和15年9月2日生)	昭和39年4月 当社入社 平成9年6月 取締役八戸工場次長 平成10年6月 取締役八戸工場長 平成12年6月 常務取締役 平成14年6月 専務取締役 平成15年2月 取締役社長 平成17年6月 取締役社長 社長執行役員 平成21年6月 取締役相談役 現在に至る	124,000株

番 号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴	所有する当社の 株 式 の 数
4	たちばな じゅん いち 立 花 純 一 (昭和24年2月22日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年6月 執行役員経理部長 平成18年6月 取締役 常務執行役員 平成21年6月 取締役 専務執行役員 現在に至る	42,000株
5 (※)	みず の まさ み 水 野 正 望 (昭和28年3月19日生)	昭和50年4月 株式会社三菱銀行（現在の株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行 平成14年6月 同行 執行役員法人営業部長 平成18年1月 同行 常務執行役員 平成18年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 代表取締役副社長 現在に至る	0株
6	すず き たけ ふみ 鈴 木 健 文 (昭和23年4月15日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年6月 執行役員感材事業部長 平成18年4月 執行役員デジタルイメージング事業部長 平成18年6月 取締役 常務執行役員 現在に至る	31,000株
7	せん が たか お 千 賀 孝 雄 (昭和25年9月18日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年6月 執行役員IJ事業部長 平成17年8月 執行役員IJ・機能材事業部長 平成18年4月 執行役員総合研究所長 兼 開発事業部長 平成18年6月 執行役員総合研究所長 平成19年4月 執行役員総合研究所長 兼 技術環境部長 平成19年6月 上席執行役員総合研究所長 兼 技術環境部長 平成20年1月 上席執行役員総合研究所長 兼 知的財産部長 平成21年1月 上席執行役員総合研究所長 平成21年6月 取締役 常務執行役員 現在に至る	32,000株

番号	氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の 株式の数
8	いた くら かん じ 板 倉 完 次 (昭和27年4月22日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年6月 執行役員社長室経営企画部長 兼 関連会社統括部長 平成19年1月 執行役員社長室経営企画部長 平成19年4月 執行役員社長室経営企画部長 兼 フェニックスプラン推進室長 平成19年6月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 フェニックスプラン推進室長 平成19年11月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 フェニックスプラン推進室長 兼 デジタルイメージング事業部副事業部長 平成20年5月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 デジタルイメージング事業部副事業部長 平成21年1月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 デジタルイメージング事業部副事業部長 兼 デジタルイメージング事業部印刷感材営業部長 平成21年4月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 デジタルイメージング事業部副事業部長 平成21年6月 取締役 常務執行役員 現在に至る	21,000株
9	しな がわ とも ひさ 品 川 知 久 (昭和33年6月14日生)	昭和60年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 森綜合法律事務所(現在の森・濱田松本法律事務所)入所 平成5年1月 同事務所パートナー 現在に至る 平成18年6月 当社取締役 現在に至る	0株

- (注) 1. ※は、新任取締役候補者であります。  
2. 再任取締役候補者の担当につきましては、事業報告(11~12頁)をご参照ください。  
3. 水野正望氏は、平成22年6月24日を以て、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の代表取締役副社長を退任する予定であります。また、品川知久氏は、平成22年6月30日を以て、株式会社ランドコンピュータの社外監査役に就任する予定であります。

4. 品川知久氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 社外取締役候補者とした理由

会社法務に精通した弁護士の立場から、引き続きガバナンス強化に貢献して頂くためであります。

(2) 責任限定契約

同氏は、当社との間で、その在任中有効な、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、その概要は、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金1千万円または法令が定める限度額のいずれか高い額とするものであります。

(3) 独立役員

当社は、同氏を、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

(4) 社外取締役としての在任期間

本総会終結の時をもって4年となります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 高松泰治氏は、本総会終結の時をもって任期が満了し、監査役 杉崎 肇氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

番 号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴	所有する当社の 株 式 の 数
1	たか まつ やす はる 高 松 泰 治 (昭和26年4月24日生)	昭和49年4月 明治生命保険相互会社（現在の明治安田生命保険相互会社）入社 平成14年7月 同社取締役 平成16年1月 同社執行役員 平成17年4月 同社常務執行役員 平成18年4月 同社副社長執行役員 平成18年6月 同社副社長執行役員 兼 当社監査役 平成18年7月 同社取締役執行役員副社長 兼 当社監査役 現在に至る	0株
2 (※)	かい ほつ こう じ 開 発 光 治 (昭和24年12月31日生)	昭和48年4月 三菱信託銀行株式会社（現在の三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 平成13年6月 同社執行役員証券投資部長 平成15年4月 同社常務執行役員証券投資部長 平成16年3月 同社常務取締役 平成17年6月 同社専務取締役 現在に至る	0株

- (注) 1. ※は、新任監査役候補者であります。
2. 開発光治氏は、平成22年6月28日を以て、三菱UFJ信託銀行株式会社の専務取締役を退任する予定であります。また、平成22年6月30日を以て、株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所の代表取締役会長に就任する予定であります。
3. 高松泰治及び開発光治の両氏は、社外監査役の候補者であります。
- (1) 社外監査役候補者とした理由  
それぞれ金融機関の経営に携わってきたこれまでの豊富な経営経験に基づいた適切な監査を行って頂くため、選任をお願いするものであります。
- (2) 責任限定契約  
高松泰治氏は、当社との間で、その在任中有効な、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、開発光治氏は、選任後、当社との間で同契約を締結する予定であります。その概要は、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金1千万円または法令が定める限度額のいずれか高い額とするものであります。
- (3) 独立役員  
当社は、両氏を、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対して独立役員として届け出ております。
- (4) 社外監査役としての在任期間  
高松泰治氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- (5) 在任中の当社の不当な業務執行に関する対応の概要  
平成20年1月、再生紙製品における古紙パルプ配合率と実際の配合率との乖離が判明いたしました。高松泰治氏は、報告に接するまでは当該状況について認識しておりませんでした。状況判明以後は、新たに設置した再生紙問題調査委員会が適切に機能しているか否かの監査を行い、また、取締役会において監督・発言を行う等により、再発防止に努めました。



### 第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂けることを条件として、平成22年5月24日付で当社取締役会が、従前の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「現行プラン」といいます）に所要の変更（以下「本改正」といいます）を行った上で継続することを決定した、下記内容による、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様のご承認を頂くことにより発効することとなります。

#### 記

### 1. 基本方針について

#### (1) 基本方針の内容

当社は、当社株主の在り方については、市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えています。従って、当社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為（下記2(2)(a)に定義されます。以下同じとします）の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値又は当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②当社株主の皆様株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当社に、当該大規模買付者（下記2(1)に定義されます）が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を提示するために合理的に必要となる期間を与えることなく行われるもの、④当社株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われるもの、⑤買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行可能性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當なもの、⑥当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、工場・生産設備が所在する地域社会などの利害関係者との関係を破壊又は毀損し、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に反する重大な影響を及ぼすものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社が生み出した利益を株主の皆様還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支え頂くことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な

措置を講じることをその基本方針といたします。

## (2) 基本方針維持の背景

当社は、当社の企業価値の源泉が、特色ある製紙メーカーとして110年以上の歴史のなかで培ってきた社会との関係やノウハウ、高度の技術開発力に基づく製品群を社会に提供することにあると考えております。すなわち、当社の事業は、創業以来お客様とともに成長・進化してきた経験や専門知識を有する人材、当社が築き上げた信頼とそれに基づく取引先など様々なステークホルダーとの密接な関係等の経営資源の上に成立しており、これらの経営資源は、それぞれ永年にわたり培われたノウハウとブランドイメージを持ち、相互に機能することにより、更なる価値を生み出しています。しかしながら、昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の経営資源に基づく当社の持続的な企業価値の維持及び向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となっております。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、買収者等が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えます。

もとより、当社といたしましては、あらゆる支配株式の取得行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

以上の事情を背景として、当社は上記(1)のとおり基本方針を維持することとした次第です。

## 2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

### (1) 本プランによる買収防衛策継続の目的について

当社は、上記1のとおり、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様が適切な判断を行って頂くためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）の歴史を十分に踏まえて頂いた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をして頂くことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様が適切な判断を行われるために、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえて頂くことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討して頂くための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、先述の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記(2)(e)に定義されます。以下同じとします）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」といいます）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本改正による現行プランの本プランへの改定とそれによる買収防衛策の継続が必要であるとの結論に達しました。

本プランによる買収防衛策の継続に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいふまでもありません。そのため、当社といたしましては、本定時株主総会への付議を通じて、本プランによる買収防衛策の継続につき株主の皆様のご意思を確認させて頂くものです。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を付議することを決定しました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

## (2) 本プランの内容について

本プランの具体的内容は以下のとおりです。

### (a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①乃至③のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）若しくはその可能性のある行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- ② 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注8）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注9）を樹立する行為（注10）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません）

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii) 当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます)は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i) 共同保有者及び(ii) 契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。
- (注9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- (注10) 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続(以下「大規模買付ルール」といいます)を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名押印のなされた書面及び当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書(以下、これらを併せて「意向表明書」といいます)を当社代表取締役社長宛提出して頂きます。当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名又は名称、住所

又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況及び企図する大規模買付行為の概要等も明示して頂きます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、当社取締役会が意向表明書を受領した日から5営業日以内（初日不算入とします）に、当社取締役会に対して、次の①から⑫までに掲げる情報（以下、総称して「大規模買付情報」といいます）を提供して頂きます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に应じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます）、又は取締役会が代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に应じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- ① 大規模買付者及びそのグループ会社等（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接であるか間接であるかを問いません）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）並びに役員の氏名、略歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます）
- ② 大規模買付者及びそのグループ会社等の内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況



(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①又は②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日不算入とします）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定します。

大規模買付行為は、本プランに別段の定めがない限り取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長60日間
- ② 上記①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者の立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(f)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入とします）延長することができるものとします（なお、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(e) 独立委員会の設置

当社は、現行プランにおいて、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます）並びに社外有識者の中の3名以上から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます）を設置しているところですが、本プランにおいてもそれを継続いたします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者の立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

本プランによる買収防衛策の継続当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は（別紙1）のと

おりです。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(f) 独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

ア 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内（初日不算入とします）に当該違反が是正されない場合には、独立委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(イ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下、総称して「濫用的買収者」といいます）であり、且つ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

(ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし大規模買付行為の目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合

(イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合



- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など的高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の皆様判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係が破壊又は毀損され、その結果として当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (コ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係性を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (カ) その他(ア)乃至(イ)に準ずる場合で、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

③ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の中止又は発動の停止の勧告等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該大規模買付行為が、「大規模買付行為に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます）に定める一定の要件に該当すると判断する場合、取締役会評価期間内に、対抗措置の発動、不発動若しくは中止その他必要な決議を行うものとします。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。但し、当社取締役会は、かかる判断にあたって、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置の1つとしては、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものを想定しています（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます）。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、（別紙2）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てを行う場合には、（i）例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件、又は（ii）当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した適宜の行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

当社取締役会は、対抗措置が発動された後であっても、当社株主総会において大規模買付者による大規模買付行為の提案について普通決議による賛同が得られた場合、独立委員会の全員一致による対抗措置廃止の勧告がなされた場合又はその他当社取締役会が別途定める場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、原則として、対抗措置を廃止すべく所要の決議を行うものとします。

### 3. 本プランによる買収防衛策の継続、本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

本プランについては、本年以降、必要に応じて、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの全体的な趣旨に反しない範囲であって、且つ、法令等及び金融商品取引所規則若しくはそのガイドラインの改正等又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

### 4. 株主及び投資家の皆様への影響について

#### (1) 本改正による現行プランの本プランへの改定時に本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響

本改正による現行プランの本プランへの改定時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランないし本改正その効力発生時に株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあるものの、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時には、保有する当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無

償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式一株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令及び当社定款に従い、これを公告します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

本新株予約権の無償割当てが行われる場合、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

当社は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含みます）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権1個当たり1円を下限とし当社普通株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める金額を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類、当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出頂くことがあります）。ただし、例外事由該当者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことなど、その取扱いが他の株主の皆様と異なることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

以 上

(別紙1)

独立委員会委員の氏名及び略歴

(記載は氏名の50音順としています)

〔氏名〕 片岡 義広 (かたおか よしひろ)

〔略歴〕 昭和29年生まれ

昭和55年4月 弁護士登録

平成2年6月 片岡総合法律事務所パートナー (現在に至る)

平成19年6月 当社独立委員会委員 (現在に至る)

〔氏名〕 品川 知久 (しながわ ともひさ)

〔略歴〕 昭和33年生まれ

昭和60年4月 弁護士登録

平成5年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー (現在に至る)

平成18年6月 当社社外取締役 (現在に至る)

平成19年6月 当社独立委員会委員 (現在に至る)

〔氏名〕 竹原 相光 (たけはら そうみつ)

〔略歴〕 昭和27年生まれ

昭和57年5月 公認会計士登録

平成17年6月 Z E C O O パートナーズ共同事務所代表公認会計士 (現在に至る)

平成18年7月 当社一時会計監査人

平成19年6月 当社独立委員会委員 (現在に至る)

(別紙2)

## 新株予約権の無償割当てをする場合の概要

### 1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く) 1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

### 2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円を下限とし当社普通株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める金額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

### 6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする(なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として取締役会が認めた者等(以下「例外事由該当者」という)による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る)。

## 7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。
- (2) 前項の取得条項を付す場合には、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した取得条項とするものとする。

## 8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

- (a) 当社株主総会において大規模買付者による大規模買付行為の提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 独立委員会の全員一致による対抗措置廃止の勧告がなされた場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

## 9. 新株予約権の処分に関する協力

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当者が当社の企業価値又は株主共同の利益に対する脅威ではなく、なると合理的に認められる場合には、当社は、独立委員会への諮問を経て、当該例外事由該当者の所有に係る新株予約権又は新株予約権の取得対価として当該例外事由該当者に対し交付された新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格を排除して算定するものとする）で第三者が譲り受けることを斡旋するなど、合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

## 10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

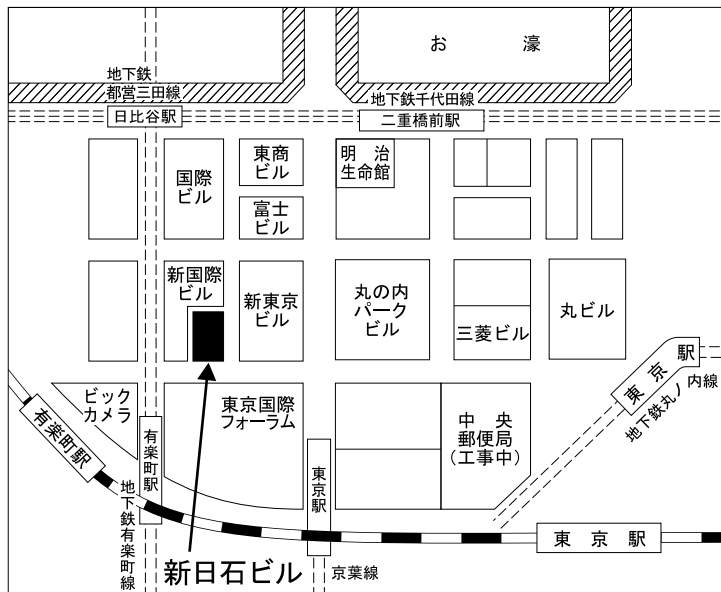
以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内三丁目4番2号 新日石ビル

当社会議室（7階）

電話 03 (3213) 3751 （案内台）



本招集ご通知は、当社生産のFSC森林認証紙「森の町内会 軽装エマット FSC認証-MX」を使用しております。



本招集ご通知で使用している用紙は、森を元気にするために間伐した木材の有効活用に役立っています。